

佐賀県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護機関として、介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成二十一年十月九日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成二十一年六月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人六科会

所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三

三 事業所の名称及び所在地

名称 徳富医院

所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三